

熊本市教育振興基本計画（令和2～5年度） 〔熊本市教育大綱〕 【概要版】

（１）基本計画策定の背景

平成18年（2006年）に教育基本法が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。

本市では、この教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、これまでの取り組みの成果や課題をもとに、教育の目標や方向性を定めた「熊本市教育振興基本計画」を、平成23年（2011年）2月に策定しました。

また、平成26年（2014年）6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で教育委員会制度等の見直しが行われ、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置すること及び地方公共団体の長が教育大綱を策定することなどが定められました。

本市においても、この法改正に基づき、平成27年（2015年）6月に熊本市総合教育会議を設置し、教育大綱の策定について市長と教育委員会で協議や意見交換を行いました。

さらに、児童生徒、保護者、教職員、地域の方々など多くの方からのアンケートや懇談会を通じて聴取したご意見を取りまとめて、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として、平成28年（2016年）3月に「熊本市教育大綱」が策定され、今回、第1期4年間の計画期間の満了に伴い、今後も切れ目ない取組を進めるため、第2期となる「熊本市教育大綱」が新たに策定されました。

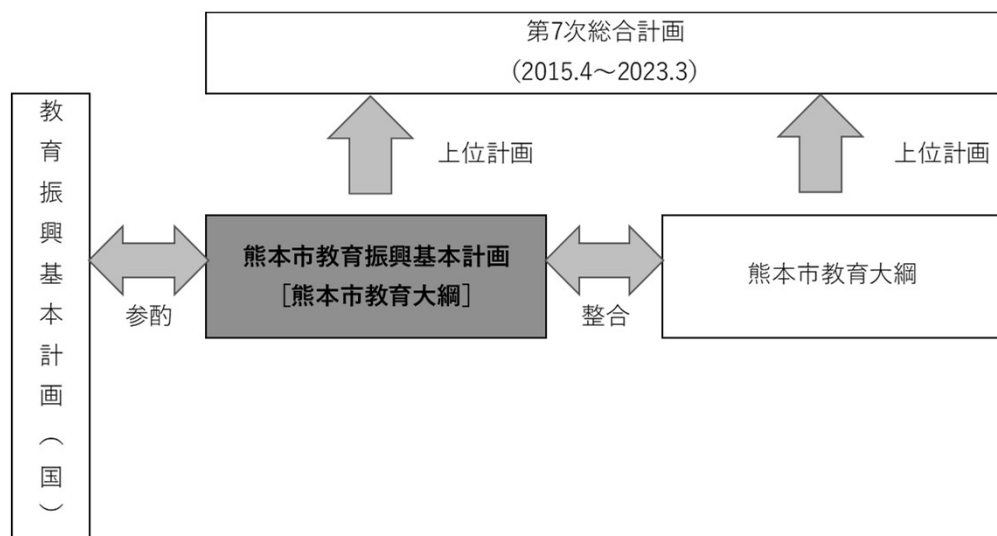
「熊本市教育大綱」の策定のプロセスは、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画の策定に共通する過程を踏まえています。

熊本市教育振興基本計画（令和2～5年度） [熊本市教育大綱] 概要版

（２）教育大綱と基本計画との関係

「熊本市教育大綱」の中の「基本理念」や「施策の基本方針」は、本市の教育振興基本計画の趣旨と合致するものであります。

そこで、本市では、平成28年度（2016年度）から「熊本市教育大綱」をもって本市の教育振興基本計画に代えることとしています。



（３）計画の期間

令和２年度（2020年度）から令和５年度（2023年度）までの４年間を計画期間とします。

（４）基本理念

本市の教育を取り巻く環境は、ＡＩの進化や価値観の多様化等、予測困難な時代の中で大きく変化しており、教育の現場も様々な課題を抱えるようになっていきます。

そこで、本市では、子どもたち一人ひとりが、このような社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めます。

そのため、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、生涯にわたり、子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整えます。

また、子どもから大人まで、すべての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を気軽に楽しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会を充実させ、市民がこれらの機会を活かして地域や国際社会に貢献できる仕組みづくりに取り組みます。

加えて歴史的文化遺産の適切な保存・活用に努めるとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など、文化に触れあう機会の充実を図ります。

施策の基本方針

施策の基本方針については、第7次総合計画の中間見直しの内容を踏まえ項目等の見直しを行いました。また、国の教育振興基本計画や令和2年度（2020年度）から順次、全面実施される新しい学習指導要領とも整合を図っています。

基本方針 1

主体的に考え行動する力を育む教育の推進

【現状と課題】

児童生徒が自ら問いを見だし解決していく過程の中で、実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業の改善が求められています。

【取組方針】

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを目指します。

主な事業概要

- 自ら学びに向かう力を育む教育の推進
 - ・ICTを活用した児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた支援、自然災害や感染症のまん延等により学校運営が継続できない場合におけるオンライン授業実施
- 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
 - ・道徳性を育む教育の充実
 - ・武道や伝統文化、芸術などに親しみや関心が持てる学習を推進
- 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進
 - ・体験的学習やキャリア教育の充実

基本方針 2

子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

【現状と課題】

学校においては、すべての子どもの人権が大切にされなければなりません。また、いじめや不登校などの問題のほか、SNSを介した子ども同士のトラブルなど新たな問題が顕在化しています。このような子どもたちの多様な状況やそれぞれが抱えている課題へ対応するために教員の指導力向上や関係機関との効果的な連携が求められています。

【取組方針】

児童生徒一人ひとりの個性や教育的ニーズを把握するとともに、個々に応じた指導の充実に取り組みます。また、子どもの人権を尊重し、教員が子どもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

主な事業概要

- 個別最適化された学びの推進
 - ・個に応じた授業の実施等による学ぶ意欲の向上や学びの習慣化及び基礎学力の定着
- 多様な教育的ニーズに対応した支援の充実
 - ・いじめや不登校などに対して、SC、SSW等との連携による適切な支援体制の整備
 - ・未来を担う人材の育成のため、返還不要の独自の奨学金制度の創出
- 特別支援教育の推進
 - ・教職員の専門性向上や個別指導計画の作成等
 - ・インクルーシブ教育システムの構築
 - ・特別支援学校の拠点的功能を充実
- 体罰・暴言等の根絶
 - ・体罰・暴言等に迅速・厳格に対応するとともに、研修等を通じて再発防止を徹底

基本方針
3

最適な教育環境の整備

【現状と課題】

少子化、都市化、情報化の進展に伴い、地域の教育力の低下が指摘されています。
また、学校に対する多様なニーズや部活動等により、教職員に過重な負担がかかっており、質の高い学校教育を維持発展させるためには働き方改革を進める必要があります。

【取組方針】

学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を進めながら、安全で安心して学ぶことのできる最適な教育環境を整備します。

主な事業概要

- 地域社会と連携した教育環境の整備
 - ・地域との連携による開かれた学校づくり
 - ・子どもたちのふるさとへの理解や誇りの醸成
- 働き方改革の推進
 - ・教員がゆとりを持って子どもと向き合える環境の整備
- 安全・安心な学校づくりの推進
 - ・老朽校舎等の計画的な維持改修
 - ・地域や関係機関と連携した通学路等の安全確保
 - ・自然災害や感染症の発生に対する安全確保の最優先対応

基本方針
4

学校教育と福祉の連携の推進

【現状と課題】

子どもたちへの教育の機会確保及び支援については、学校のみではなく、福祉部門と連携し、一人ひとりの状況に応じた細やかな対応が求められています。
社会全体で困難を抱える子どもたちへの支援をさらに進めていくことができるよう、学校現場と福祉部門との連携を強化していく必要があります。

【取組方針】

子どもたちが持てる力を高め、将来にわたって心身ともに豊かな生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。
また、要保護児童などの社会的課題を抱える家庭に迅速かつ的確に対応します。

主な事業概要

- 障がいへの理解の促進
 - ・障がいのある子どもたちに対する偏見や差別の解消に向けた正しい知識の普及・啓発
- ライフステージに応じた継続的な支援の充実
 - ・発達や育児に関する相談、初期療育の支援
 - ・卒業後の進学や就労の支援
- 児童虐待への対応強化
 - ・専門性の高い相談体制の構築と関係機関との連携強化
- 家庭環境に左右されない学習機会の充実
 - ・困窮世帯に対する積極的な情報提供

熊本市教育振興基本計画（令和2～5年度）〔熊本市教育大綱〕【概要版】

基本方針 5

多彩な学習機会の提供と創造

【現状と課題】

変化し続ける社会の中で、生きがいを持って暮らしていくためには、自分の意思により、生涯にわたって学び続けることが重要であり、そのため、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待されています。

【取組方針】

市民が生きがいのある心豊かな生活を送れるようライフステージの特徴に応じた学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域に活かすことができる環境を整えます。また、市民と協働による家庭教育支援を強化します。

主な事業概要

- 学びの機会の提供と創造
 - ・多彩な体系的な学習機会の提供
 - ・市民による学習活動を支援する仕組みづくり
- 生涯学習関連施設の機能充実
- 青少年の健全育成
 - ・青少年の体験・交流活動の充実
 - ・家庭教育プログラムの充実
 - ・児童育成クラブの充実

基本方針 6

豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

【現状と課題】

一人ひとりが文化に親しむことができるようにするためには、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が課題となっています。また、文化芸術の継承・発信については、行政はもとより民間や市民自らが取り組んでいくことが必要であり、有形無形の文化財などの活用や文化芸術活動の支援を充実していく必要があります。

【取組方針】

歴史的文化遺産の調査研究、適切な保存・活用に取り組むとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など文化に触れ合う機会の拡充を図る。

主な事業概要

- 文化活動の推進
 - ・伝統芸能の後世への伝承と次代の担い手育成
 - ・市民が身近な場所で文化に触れ合う機会の提供
- 歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用
 - ・研究成果の発信等を通じた文化財に対する市民理解の醸成

基本方針 7

生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

【現状と課題】

熊本城マラソンや世界大会の開催等を契機として、これまで以上に、スポーツに対する関心が寄せられており、市民が豊かなスポーツライフを楽しむことができるような環境整備や情報発信等が求められています。

【取組方針】

市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を図ります。

主な事業概要

- スポーツ機会の充実
 - ・地域団体によるスポーツ活動に対する支援
- 競技力の向上
 - ・競技団体等と連携した各種競技の指導者養成の支援
- スポーツ施設の設備・機能充実
 - ・施設の機能改善や競技備品の充実

重点的取組

評価・検証を行ったところ、熊本地震の発生や新たな課題へ対応等の影響により、いまだ十分な成果を得られていない項目もある状況となっているため、第1期で掲げた4つの取組項目については、第2期においても引き続き重点的に取り組んでいく。

1.いのちを大切にできる心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応

- 「いのちを大切にできる心」の育成
- 子どもたちの心を育むための人権教育の充実
- 保護者や子どもたちの悩みなどに対応する相談体制の充実
- 子どもの変化にいち早く気づき対応する学校の体制づくり
- 家庭と学校の連携体制の強化
- いのちを守る教育の実施
- 学校現場における体罰等を許さない意識の醸成
- フリースクール等との情報交換・連携
- 弁護士などの活用による学校現場の問題への対応強化

3.教員が子どもと向き合うための体制の整備

- 「学校教育コンシェルジュ」の充実
- 「学校改革！教員の時間創造プログラム」の着実な推進
- 関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実
- 学校、家庭、地域の連携強化
- 教職員の業務実態の把握・分析及び役割分担の明確化
- 教科担任制の推進による質の高い教育と教員の負担軽減
- 弁護士などの活用による学校現場の問題への対応強化

2.確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

- 子どもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導の実施
- 学校内外での研修の充実など、教員の指導力強化
- 英語教育の推進リーダーとなる教員の養成や、小学校における重点的な英語教育の推進
- 児童生徒一人に1台のタブレット端末の整備
- 主体的・協働的に学ぶことができる魅力ある授業の実施
- 情報モラル教育の充実と学校・家庭の連携強化
- 質の高い教育の実現に向けた高校等改革
- 民間企業等との連携によるキャリア教育の充実

4.学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

- 校舎等の計画的な改修による快適な学習環境の整備
- 地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境の整備
- 校区内の安全マップの作成・活用
- 小中学校への防犯カメラの設置の推進
- 自ら危険を回避する力を身につけられるような指導の実施

熊本市教育振興基本計画 (令和2～5年度) [熊本市教育大綱]

令和2年7月策定

熊本市教育委員会

「熊本市教育振興基本計画（令和２～５年度）」について

１ 基本計画策定の背景

平成１８年（２００６年）に教育基本法が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。

本市では、この教育基本法第１７条第２項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、これまでの取り組みの成果や課題をもとに、教育の目標や方向性を定めた「熊本市教育振興基本計画」を、平成２３年（２０１１年）２月に策定しました。

また、平成２６年（２０１４年）６月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で教育委員会制度等の見直しが行われ、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置すること及び地方公共団体の長が教育大綱を策定することなどが定められました。

本市においても、この法改正に基づき、平成２７年（２０１５年）６月に熊本市総合教育会議を設置し、教育大綱の策定について市長と教育委員会で協議や意見交換を行いました。

さらに、児童生徒、保護者、教職員、地域の方々など多くの方からのアンケートや懇談会を通じて聴取したご意見を取りまとめて、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として、平成２８年（２０１６年）３月に「熊本市教育大綱」が策定され、今回、第１期４年間の計画期間の満了に伴い、今後も切れ目ない取組を進めるため、第２期となる「熊本市教育大綱」が新たに策定されました。

「熊本市教育大綱」の策定のプロセスは、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画の策定に共通する過程を踏まえています。

２ 教育大綱と基本計画との関係

この「熊本市教育大綱」の中の「基本理念」や「施策の基本方針」は、本市の教育振興基本計画の趣旨と合致するものであります。

そこで、本市では、平成２８年度（２０１６年度）から「熊本市教育大綱」をもって本市の教育振興基本計画に代えることとしています。

３ 基本計画の期間と名称

新たな基本計画は、令和２年度（２０２０年度）から令和５年度（２０２３年度）までの４年間を計画期間とし、計画の名称を「熊本市教育振興基本計画（令和２～５年度）」とします。

4 基本計画の推進

「熊本市第7次総合計画」との整合性を図りながら、「熊本市教育大綱」の「施策の基本方針」及び「重点的取組」に関連する事業で実施計画を策定し、進捗管理をしていきます。

5 熊本市の教育振興基本計画体系図

熊本市教育振興基本計画（令和２～令和５年度） [熊本市教育大綱]

基 本 理 念

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

施 策 の 基 本 方 針

（１）主体的に考え行動する力を育む教育の推進

- ① 自ら学びに向かう力を育む教育の推進
- ② 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- ③ 持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進

（２）子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

- ① 個別最適化された学びの推進
- ② 多様な教育的ニーズに対応した支援の充実
- ③ 特別支援教育の推進
- ④ 体罰・暴言等の根絶

（３）最適な教育環境の整備

- ① 地域社会と連携した教育環境の整備
- ② 働き方改革の推進
- ③ 安全・安心な学校づくりの推進

（４）学校教育と福祉の連携の推進

- ① 障がいへの理解の促進
- ② ライフステージに応じた継続的な支援の充実
- ③ 児童虐待への対応強化
- ④ 家庭環境に左右されない学習機会の充実

（５）多彩な学習機会の提供と創造

- ① 学びの機会の提供と創造
- ② 生涯学習関連施設の機能充実
- ③ 青少年の健全育成

（６）豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

- ① 文化活動の推進
- ② 歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用

（７）生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

- ① スポーツ機会の充実
- ② 競技力の向上
- ③ スポーツ施設の設備・機能充実

重 点 的 取 組

（１）いのちを大切にする心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応

（２）確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

（３）教員が子どもと向き合うための体制の整備

（４）学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

熊本市教育振興基本計画（令和２～５年度）〔熊本市教育大綱〕 目次

1	策定の趣旨	1
2	大綱の位置付け	1
3	計画期間	1
4	基本理念	2
5	施策の基本方針	3
	(1) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進	
	(2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進	
	(3) 最適な教育環境の整備	
	(4) 学校教育と福祉の連携の推進	
	(5) 多彩な学習機会の提供と創造	
	(6) 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興	
	(7) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興	
6	重点的取組	15
	(1) いのちを大切にする心の教育の充実といじめや不登校への 細やかな対応	
	(2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進	
	(3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備	
	(4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進	
7	教育大綱の推進に向けて	22

1 策定の趣旨

平成26年（2014年）6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会制度等の見直しが行われました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しながらも、教育行政における責任の所在を明確化させるとともに、迅速な危機管理体制の構築や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化を図ることを目的としています。

この改正により、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置すること及び各地方公共団体の長が教育大綱を策定することなどが定められました。

本市においても、この法改正に基づき、平成27年（2015年）6月に熊本市総合教育会議が設置され、本市の教育が抱える課題等について、多くの関係者から意見を拝聴し、平成28年（2016年）3月に本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として、「熊本市教育大綱」を定めました。

策定直後の4月に「平成28年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）」に見舞われ、これまで震災からの復旧・復興を最優先としつつ、その先の将来を見据え未来の礎づくりである教育施策に対しても積極的に取り組んでまいりましたが、今回、第1期4年間の計画期間の満了に伴い、今後も切れ目ない取組を進めるため、第2期となる「熊本市教育大綱」を新たに策定することとしました。

策定にあたっては、第1期における取組の評価・検証を行うとともに、本市市政運営の基本方針である「第7次総合計画」の中間見直しや国の第3次教育振興基本計画、新学習指導要領の内容等を踏まえ施策を取りまとめました。

2 大綱の位置付け

本教育大綱は、「熊本市総合計画」に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野についての基本方針と平成28年（2016年）3月に策定した熊本市教育大綱の成果検証を反映させた重点的取組について定めます。

また、熊本市教育振興基本計画は、本教育大綱との整合を図ります。

3 計画期間

本教育大綱は、総合計画との整合を図ることから、令和2年度（2020年度）から総合計画の最終年度である令和5年度（2023年度）までの4年間を計画期間とします。

4 基本理念

「まちづくり」は、「人づくり」です。

本市は、豊かな自然に恵まれた環境と都市の利便性が調和した大変暮らしやすい都市であり、私たちは、このまちの様々な魅力を先人たちから引き継いできました。中でも、教育については、肥後熊本藩時代には、文武両道を掲げた藩校「時習館」や医学校「再春館」が設立され、明治時代には、熊本洋学校、第五高等学校、熊本医学校などが相次いで開校し、横井小楠、井上毅、徳富蘇峰、北里柴三郎を輩出するなど、わが国の発展に大きく寄与してきた歴史があります。

また、第五高等学校では、講道館を設立した嘉納治五郎や明治の文豪小泉八雲、夏目漱石といった偉大な教育者を招聘し、積極的に「人づくり」に取り組んできました。

これらの歴史に鑑み、本市が「教育先進都市」として発展できるよう、次代を担う人材の育成にかかる施策を力強く推進していかなければなりません。

一方、本市の教育を取り巻く環境は、A Iの進化や価値観の多様化等、予測困難な時代の中で大きく変化しており、教育の現場も様々な課題を抱えるようになっていきます。

そこで、本市は、子どもたち一人ひとりが、このような社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めます。

そのために、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、生涯にわたり、子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整えます。

また、子どもから大人まで、すべての市民が生涯を通じて生きがいを持ちながら豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を気軽に楽しむ機会や新たな知識や技術などを身に付けることができる多様な学習機会を充実させ、市民がこれらの機会を活かして地域や国際社会に貢献できる仕組みづくりに取り組みます。

加えて、歴史的文化遺産の適切な保存・活用に努めるとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など、文化に触れ合う機会の充実を図ります。

さらに、このような、「人づくり」、「地域づくり」を推進していく上で、教育が果たすべき使命が大変大きいものであることをしっかりと自覚するとともに、本市の教育施策等が時代に合ったものとなっているか、常に検証・改善を行います。

5 施策の基本方針

現在の教育を取り巻く様々な問題を解決していくためには、市長と教育委員会の連携をはじめ、学校、家庭や地域社会が信頼し合いながら、協力していくことが重要です。

その信頼や協力関係を築いていくためには、児童生徒や保護者等に対して情報を提供するとともに、当事者である児童生徒や地域住民の声に積極的に耳を傾け、課題を把握し、その課題解決に向けて、意見を施策に反映させるよう努めるとともに、それらの過程について、丁寧に説明することが大切です。

また、課題解決のために、県や連携中枢都市圏をはじめとする他の市町村とも積極的に連携交流を図り、効率的で効果的な施策の実現を図ります。さらには、教育委員会を含めた職員の資質向上のため、法令遵守はもとより、職員倫理意識の向上や不祥事の防止等に取り組んでまいります。

これらを踏まえ、この「施策の基本方針」においては、今後、本市が取り組んでいくべき方向性を定めた「熊本市総合計画」に基づき、教育、文化及びスポーツに関する分野について、以下の7つの方針を定めます。

（１） 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

○現状と課題

質的にも量的にも大きな変化を伴う新しい学習指導要領が、小学校、中学校、高等学校において順次、全面実施されます。

新しい学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業の改善が求められています。児童生徒が自ら問いを見いだし解決していく探究型の学びの過程の中で、実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、全ての教員が授業の質の向上や効果的な学びの手法等の研究を行うなど学校全体でカリキュラム・マネジメント（注1）を確立する必要があります。また、子どもたちの主体性を尊重した学校づくりを進めるため、学校運営への子どもの積極的な参画が重要になります。

グローバル化が進み、社会の仕組みが複雑化する中で、子どもが将来就きたい職業等について具体的なイメージを描くことが難しくなっています。働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標をもつことができる子どもを育むキャリア教育が重要になります。

また、令和元年（2019年）7月に国の認定を受けた「SDGs（注2）未来都市」として、SDGsに掲げられた目標達成に寄与するESD（注3）の取組みを推進することが必要です。具体的には、総合的な学習（探究）の時間、道徳や特別活動等の時間を活用し、環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への学

びを深めることで、持続可能な社会の実現に向けて、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成することが求められています。

(注1) 各学校が定める教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実情を踏まえ、学習指導要領等に基づいた教育課程（カリキュラム）を編成し、実施・評価して、改善を図る一連のサイクルを運用すること。

(注2) Sustainable Development Goals「持続可能な開発目標」の略称。以下「SDGs」という。

(注3) Education for Sustainable Development「持続可能な開発のための教育」の略称。以下「ESD」という。

○取組方針

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを目指し、以下の取組を推進します。

○事業概要

①自ら学びに向かう力を育む教育の推進

学校教育全体を通じて子どもの意欲・関心を高めるとともに、主体的に社会の課題を解決することのできる人づくりを推進します。

また、ICTを活用し、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた支援を行うとともに、自然災害や感染症のまん延等により学校運営が継続できない場合においては、オンライン授業等により、学校以外の場でも学びを継続し、学力を保障するための取組を行います。

さらに、探究型の学びを充実させるとともに、小中一貫教育や幼小中の連携等を推進することにより、学力向上と児童生徒指導の充実を図ります。教職員については、校内研修や派遣研修などを実施するとともに、「教員などの資質向上に関する指標」を活用した教職員の育成を強化し、教職員の指導力の向上を図ります。

②豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

感動・感謝する心、郷土を愛する心、いのちを大切にする心、人権感覚など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育む教育を充実させます。

また、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、基本的生活習慣の定着、運動の習慣化、食育の推進や歯と口腔の健康づくりなど、子どもたちの健康増進や体力の向上に努めます。

さらに、武道や伝統文化、芸術などに親しみや関心が持てるような学習を推進します。

③持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進

各学校の活動をESDの視点で捉え直し、社会の担い手を育むとともに、学校や

地域の更なる活性化を推進します。

また、英語教育や自然体験・勤労体験などの体験的学習を充実するとともに、個性や能力を伸ばして自分らしい生き方を実現し、将来活躍できるよう、キャリア教育の充実を図ります。

(2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

○現状と課題

学校においては、すべての子どもの人権が大切にされ、子ども自身もその存在や思いが大切にされていると実感できる教育が推進されなければなりません。

「確かな学力」を育む上でも、児童生徒一人ひとりの個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことは重要な課題です。

また、いじめや不登校などの問題のほか、SNSを介した子ども同士のトラブルなど、新たな問題が顕在化しています。

不登校においても、現象面にとらわれず、児童生徒の意思を十分尊重し、支援を行うことが重要となっており、児童生徒の学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。

さらに、特別支援学級や通常学級に在籍する発達障がいのある子どもたちの増加等に伴い、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援が必要になっています。

本市においても、このような子どもたちの多様な状況やそれぞれが抱えている課題へ対応するために、教員の指導力の向上や専門家、関係機関との効果的な連携が求められています。

○取組方針

児童生徒一人ひとりの個性や教育的ニーズを把握するとともに、個々に応じた指導の充実に取り組みます。

また、子どもの人権を尊重し、教員が子どもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るため、以下の取組を推進します。

○事業概要

①個別最適化された学びの推進

個に応じた授業の実施や熊本市学力調査と連動したタブレット学習支援アプリの活用等により、児童生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行い、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、さらに力を高めるための発展的な学習に取り組みます。

また、様々な形態による補充学習の実施により、学ぶ意欲の向上や学びの習慣化及び児童生徒の基礎学力の定着を図ります。

さらに、学びが孤立化しないよう、必要に応じて教え合い学び合える環境を実現します。

②多様な教育的ニーズに対応した支援の充実

いじめや不登校などの相談に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関を積極的に活用し、連携を図りながら、適切な支援体制の整備を進めるとともに不登校児童生徒への一人ひとりにあった支援の在り方、居場所づくりや学習支援等について体制づくりを進めます。また、未来を担う人材の育成のため、返還不要の独自の奨学金制度を設けます。さらに、日本語を母語としない児童生徒等に対する日本語教育を充実します。

③特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、特別な教育的支援を要する子どもたちに対し適切な支援を行うために、障がいのある者と障がいのない者が相互に理解を深め学び合うためのインクルーシブ教育システムの構築に取り組み、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。また、特別支援教育を総合的に推進するため、特別支援学校の拠点的功能を充実させます。

④体罰・暴言等の根絶

児童生徒の心身に悪影響を与える体罰・暴言等を根絶します。そのために、体罰・暴言等に迅速、厳格に対応するとともに、研修等を通じて、再発防止を徹底します。

(3) 最適な教育環境の整備

○現状と課題

少子化、都市化、情報化の進展に伴い、社会やライフスタイルが変化したことにより、地域における人のつながりや支えあいが希薄となり、地域で子どもを育てるといった意識が薄れていくことによる地域の教育力の低下が指摘されています。

また、学校に求められる多様なニーズ、新たに生まれる課題、部活動の負担などにより、教職員に過重な負担がかかり、月80時間以上の時間外勤務を行っている状況となっており、質の高い学校教育を維持発展させるためには働き方改革を進める必要があります。

熊本地震をはじめ、台風や局地的な豪雨による河川の氾濫、土砂崩れなどの自然災害が多発し、さらには登下校中の児童生徒の交通事故の発生などを背景に、防災や安全に対する意識が高まっています。

○取組方針

学校・家庭・地域社会の連携や教員の働き方改革を進めながら、子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる最適な教育環境を整備するため、以下の取組を推進します。

○事業概要

①地域社会と連携した教育環境の整備

学校規模の適正化や校区の見直し、弾力化を進めるとともに、地域の実態に応じた学校運営ができるよう、家庭や地域との連携による授業や体験活動、学校行事などを行い、開かれた学校づくりを進めます。

また、地域の行事への参加を通して地域との交流や連携を深め、子どもたちのふるさとへの理解や誇りを育みます。

②働き方改革の推進

質の高い人材の確保・育成を進めるほか、学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進し、教員がゆとりを持って子どもと向き合える環境を整備します。

③安全・安心な学校づくりの推進

老朽化した校舎、体育館を計画的に維持改修するなど、安全で良好な学習環境の整備を進めます。

また、防災教育の充実や防犯対策等の強化など校内の安全対策はもとより、地域や関係機関と連携し、通学路等の安全確保に取り組むとともに、自然災害や感染症の発生時には、子どもの安全を最優先に対応します。

（４） 学校教育と福祉の連携の推進

○現状と課題

子どもたちを取り巻く課題やニーズが複雑化・多様化する中、特に困難を抱える子どもたちへの教育の機会確保及び支援については、学校のみではなく、福祉部門と連携し、一人ひとりの状況に応じた細やかな対応が求められています。

本市においては、発達に課題のある子どもの早期発見と早期支援を行っているほか、医療・福祉・保育・教育等の関係機関によるネットワーク型の療育支援を行っています。しかしながら、保育所や幼稚園からの円滑な就学、その後の進学など、子どもたちが新たなライフステージに進む際に、学校と関係機関がより正確な情報を共有できるような、さらなる支援体制の充実が求められています。

また、児童虐待等を含む要保護児童の早期発見と適切な支援のために、区ごとの相談体制の充実や児童相談所等の関係機関とのさらなる連携を図っていくとともに、今後、社会全体で困難を抱える子どもたちへの支援を進めていくことができるよう、学校現場と福祉部門との連携を強化していく必要があります。

さらに、子どもの将来が家庭の環境で左右されることなく、世代を超えて連鎖することがないように、学習機会の充実を図る必要があります。

○取組方針

子どもたちが持てる力を高めながら、将来にわたって心身ともに豊かな生活が送れるよう、それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行うとともに、要保護児童などの社会的課題を抱える家庭に迅速かつ的確に対応できるよう、以下の取組を推進します。

○事業概要

①障がいへの理解の促進

障がいのある子どもたちに対する偏見や差別をなくし、学校はもとより、社会全体で、正しい知識の普及・啓発に取り組めます。

②ライフステージに応じた継続的な支援の充実

特別な支援を要する子どもたちのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、発達や育児に関する相談、初期療育の支援、就学に関する相談、卒業後の進学や就労の支援等、教育と福祉のみならず、労働などの関係機関との連携の充実を図ります。

③児童虐待への対応強化

児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応を図るため、より専門性の高い相談体制を構築するとともに、学校、地域、行政機関等の関係機関の連携を強化し、児童や保護者への支援の充実を図ります。

④家庭環境に左右されない学習機会の充実

困窮世帯の保護者に対しては、積極的な学習支援に係る情報の提供を行うなかで、学習機会への参加や実際に体験・経験する重要性の理解を図り、参加・体験を促します。

(5) 多彩な学習機会の提供と創造

○現状と課題

変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいを持って暮らしていくためには、一人ひとりの意思によって、自分に適した手段・方法を選択し、生涯にわたって学び続けることが重要となっています。そのためには、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、拠点となる社会教育施設の効果的な活用の重要性は高まっています。

また、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育を行う困難さが指摘されています。

生涯にわたって学び続けるにあたっては、個々の学習歴を継続的な学びにつなげ、その成果を仕事や普段の生活、地域での活動などにいかすことのできる仕組みづくりが必要となります。

そこで、市民の学習ニーズに常に対応できるよう生涯学習関連施設の柔軟性や拡張性の機能を強化するとともに、大学などと連携を深めることにより、学習者の求めに応じ、いつでも・どこでも・何度でも学べるような学習機会を提供します。さらに、家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、地域社会などと連携し、親子の育ちを支援します。

○取組方針

市民が生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージの特徴に応じた学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域に活かすことができる環境を整えます。

また、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、市民と協働による家庭教育支援を強化します。

これらの方針に基づき、以下の取組を推進します。

○事業概要

①学びの機会の提供と創造

熊本の歴史や風土など、地域の特性をいかした講座や、生涯学習関連施設の機能を活用した様々な世代の学び直しを支援するセミナーなど、多彩な体系的な学習機会を提供します。

また、ICTを活用した学習機会の提供を進めるとともに、市民による学習活動を支援する仕組みづくりに努めます。

②生涯学習関連施設の機能充実

公民館の役割整理、図書館等の資料の充実やサービス向上、博物館の運営や活動

の充実と向上、美術館等における企画展の充実など、生涯学習施設としての機能の充実を図ります。

③青少年の健全育成

地域住民やNPOなどとの連携・協力により、中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。

また、地域の核となって家庭教育を推進する人材の育成と活躍できる場の提供に取り組むとともに、関係機関・団体などとの連携により、家庭教育プログラムの充実を図ります。

さらに、児童が放課後等の居場所について、安全・安心に過ごすため児童育成クラブの充実を図るとともに、子どもの実情に応じた活動の場のあり方を検討します。

（６） 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

○現状と課題

本市には特別史跡熊本城跡や史跡西南戦争遺跡、池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、これらの遺産の調査・研究、計画的な保存・整備・活用に努めてきましたが、熊本地震により、熊本城をはじめ多くの文化財が甚大な被害を受けました。

これらの復旧過程もまた、調査研究が大きく進展する機会ととらえ、研究成果や復旧の記録などを広く公開・発信していきます。

また、市民一人ひとりが文化に親しむことができるようにするためには、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が課題となっています。文化芸術の継承・発信については、行政はもとより民間や市民自らが取り組んでいくことが必要であり、有形無形の文化財などの活用や文化芸術活動の支援を充実していきます。

○取組方針

関係機関と連携し、歴史的文化遺産の調査研究、適切な保存・活用に取り組むとともに、多様化する市民ニーズに対応した伝統文化の継承や後継者育成への支援、文化芸術の鑑賞機会の提供など文化に触れ合う機会の拡充を図るため、以下の取組を推進します。

○事業概要

①文化活動の推進

伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行い、次代の担い手育成に取り組めます。

また、市民会館や現代美術館などの文化施設及び熊本城ホールにおけるコンサート・企画展などの開催による文化芸術の幅広い発信や、学校等での出張文化公演等による市民が身近な場所で文化に触れ合う機会の提供に努めます。

②歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用

市民共有の財産である歴史的文化遺産や埋蔵文化財などを適切に調査研究、保存整備するとともに、これらの情報や研究成果の発信を通して文化財に対する市民の理解を深めます。特に、熊本城跡については、総合的に調査研究し、適切に保存整備を行っていくとともに、復旧中も変わらぬ熊本市のシンボルとして幅広い情報発信や交流促進のための整備・活用に取り組めます。

また、特別史跡となった千葉城地区（ＪＴ跡地、ＮＨＫ跡地）についても、同地区の保存活用基本構想に基づき、保存、整備、活用に取り組めます。

（７）生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

○現状と課題

社会の成熟化や健康志向の高まりに伴い、スポーツへの関心が高まっていますが、本市においては、スポーツを日常的に行う人と全く行わない人の二極化が進んでいます。

このうち、スポーツを行っていない人についても、きっかけがあれば、スポーツを行いたいという潜在的なニーズは高く、誰もが気軽にスポーツを始められるきっかけづくりの拡充が必要です。

熊本城マラソンの開催のほか、令和元年（２０１９年）のラグビーワールドカップ日本大会や女子ハンドボール世界選手権大会の成功、さらに、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、これまで以上に、スポーツに対する関心が寄せられており、市民が豊かなスポーツライフを楽しむことができるような環境整備や情報発信等が求められています。

○取組方針

市民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備を図るため、以下の取組を推進します。

○事業概要

①スポーツ機会の充実

市民がそれぞれのライフステージに応じて、日常的にスポーツに親しむことができる機会を拡充するために、校区体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。

②競技力の向上

競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者養成を支援するとともに、スポーツ愛好者から競技者までの個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。

また、市民が一流のアスリートとふれあう機会の創出やスポーツ教室の実施などにより競技力の向上を図ります。

③スポーツ施設の設備・機能充実

多様化するスポーツに対する市民ニーズへ対応するため、スポーツ施設の機能改善や競技備品の充実を推進し、公共施設予約システムの有効活用により、市民の利便性向上を図ります。

6 重点的取組

本市では、前教育大綱を策定するにあたり、児童生徒、教職員、保護者、学校評議員等へのアンケート調査や教員及びPTAとの懇談会、中高生を対象としたワークショップを行い、出された意見等をもとに4つの重点的取組を定め、4年間の計画期間において、集中的に取り組んできました。

その重点的取組について評価・検証を行ったところ、熊本地震の発生や新たな課題への対応等の影響により、いまだ十分な成果を得られていない項目もある状況となっています。このようなことから、第1期で掲げた4つの重点的取組項目については、第2期においても引き続き重点的に取り組んでいきます。

(1) いのちを大切にすゝる心の教育の充実といじめや不登校への細やかな対応

前教育大綱策定時に実施したアンケート調査では、優先的に取り組むべき施策として、「いのちを大切にすゝる教育」や「いじめ・不登校の問題」に関する意見が数多くあげられました。

言うまでもなく、いじめは絶対に許されない行為です。そのことを子どもたち自身が十分に理解し、安心して楽しく学校生活を送ることができるような環境づくりを進めるとともに、子どもの些細な変化を見逃すことのないよう、教職員が一丸となっていじめを絶対に起こさない学校づくりに取り組みます。

また、不登校対策については、学校復帰という結果のみを目標とするのではなく、子どもたちの意思を十分尊重しながら、それぞれのニーズに応じた支援を行います。

さらには、子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、体罰や暴言などの不適切な指導を根絶します。

○主な取組

- ・自然体験などの体験学習、性に関する指導の充実などを通した「いのちを大切にすゝる心」の育成
- ・豊かな人間性や人権感覚など子どもたちの心を育むための人権教育の充実
- ・いじめや不登校のほか、保護者や子どもたちの悩みや不安などに対応する相談体制を充実するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを充実
- ・子どもの変化にいち早く気づき対応する学校の体制づくりや家庭と学校の連携体制等の強化
- ・産婦人科医などの専門家による講演を学校で実施し、いのちを守る教育の充実

- ・ 学校現場における体罰等を許さない意識の醸成
- ・ フリースクール等との情報交換・連携
- ・ 弁護士などの専門家の活用による多様な学校現場の問題への対応強化

(2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により左右されないような教育を保障し、子どもたちが未来へ羽ばたいていくことができる力を育むことは、私たちの責務です。

そこで、子どもたちが将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して学校での生活や学びに自ら意欲的に取り組めるような魅力ある授業づくりや環境整備に取り組めます。

さらには、小学校高学年における英語の教科化及び中学年における外国語活動を推進し、豊かな語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する心を身につけたグローバルな人材の育成を図ります。

また、スマートフォン・SNSの普及に伴い、子どもたちがインターネットを介したトラブルや犯罪などに簡単に巻き込まれてしまうような新たな問題が生じています。

情報モラルについては、子どもたちはもとより、家庭での指導に不安を感じている保護者に対しても、情報モラル、フィルタリング機能等についての理解促進を図る必要があることから、中学校ごとに子どもたち自身が作成した「スマホルール」を家庭でも実践するとともに、今後も子どもたちが情報モラルについて、自ら考え行動するような学習の充実を図ります。

さらに、新たな時代に対応した魅力ある学校となるよう市立高等学校等の改革に取り組むとともに、子どもたちの学ぶ意欲を高めるようキャリア教育の充実を図ります。

○主な取組

- ・少人数学級や少人数指導など、子どもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導の実施
- ・若手教員の育成、学校内外での研修の充実など、教員の指導力強化
- ・英語教育の推進リーダーとなる教員の養成や、小学校における重点的な英語教育の推進
- ・児童生徒一人に1台のタブレット端末を配備し、自ら学ぶことができる環境の整備
- ・ICT等の活用やグループ学習など、子どもたちが主体的・協働的に学ぶことができるような魅力ある授業の実施
- ・「スマホルール」や「SNSルール」などの学校のルールの実践による家庭を含めた情報モラル教育の充実と学校・家庭の連携強化
- ・必由館高校、千原台高校、総合ビジネス専門学校について、独自性と専門性を高め、

質の高い教育の実現に向けた抜本的改革

- ・ 民間企業等との連携によるキャリア教育の充実

(3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備

学校や教員に求められる役割は、拡大するとともに多様化しており、それが学校現場の多忙化につながり、教員が子どもと向き合う時間が不足しています。

本市においても、平成29年(2017年)4月から平成30年(2018年)2月までの期間において、正規の勤務時間外の在校時間が、「過労死ライン」といわれる1か月80時間を超えた教職員数が約2割にも上るという実態が明らかとなりました。

そこで、令和2年度(2020年度)までに、正規の勤務時間外の在校時間が1か月80時間を超える教職員をゼロにすること、さらに、在校時間を平成29年度の実績から25%削減することを目標とした「学校改革！教員の時間創造プログラム」を平成30年(2018年)3月に策定し、実態改善に向けた取組を進めてきました。そのような中、国の法改正により、令和2年(2020年)4月1日より、教育職員の時間外在校等時間を原則1か月45時間以内、1年間360時間以内という指針が定められました。

このことに伴い、目標値を含めたプログラムの見直しなど、教員の働き方改革をさらに推進するために、教育委員会が責任をもって取り組んで行くことが重要です。

また、保護者が抱える学校教育に関する悩みや不安の解決を図るための専門家の配置や関係機関との連携強化を図ります。

さらに、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教員の相談体制の充実を図るとともに、教員間で子どもたちに関する十分な情報を共有し、教材研究や授業づくりに努め教員自らの資質能力を高めることができるよう、学校が一つのチームとして力を発揮するための体制づくりを推進します。加えて、家庭の教育力を向上させるための機会を拡充するなど、社会全体で子どもたちを支援する体制を構築し、教員がゆとりを持って子どもたちと向き合う環境をつくり、質の高い教育を目指します。

○主な取組

- ・保護者からの相談を受け、専門的な助言や必要な支援を行う「学校教育コンシェルジュ」の充実
- ・「学校改革！教員の時間創造プログラム」の着実な推進
- ・学校だけでは解決困難な子どもたちの状況を改善するために、家庭、学校、医療や福祉などの関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実
- ・PTA、学校評議員、学校支援ボランティアをはじめとした学校、家庭、地域の連携強化
- ・学校現場における教職員の業務実態の把握・分析及び教職員の専門性や役割分担

の明確化と、多様な専門スタッフや地域の人材の効果的な活用

- ・教科担任制の推進による質の高い教育と教員の負担軽減
- ・弁護士などの専門家の活用による多様な学校現場の問題への対応強化

(4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

近年、学校施設の老朽化への対応が求められており、特に、子どもたちからは、「老朽化した施設の補修による授業に集中できる環境づくり」への要望が多く見られました。

また、保護者から、「通学路における歩道の少なさ」や「路線バスが通る狭い道での事故を心配」する声、「街灯が少ないことによる帰宅時の危険性」を指摘する意見が寄せられており、学校内だけでなく登下校時を含めた子どもたちの安全確保が強く求められています。

そこで、子どもたちが学習に集中できる環境整備に取り組むとともに、地域や関係機関と連携し、学校内外の安全対策を推進します。

○主な取組

- ・校舎、体育館、トイレ等の計画的な改修による快適な学習環境の整備
- ・学校はもとより、教育委員会、道路管理者、警察など関係機関による通学路の点検や整備、保護者や地域住民が連携して取り組む交通安全確保など、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境の整備
- ・校区内の安全マップの作成・活用や小中学校への防犯カメラの設置の推進
- ・子どもたちが自ら危険を回避する力を身につけられるような指導の実施

7 教育大綱の推進に向けて

本教育大綱の推進にあたっては、市長と教育委員会がそれぞれの権限に属する業務を適正に執行するとともに、課題解決に向けて連携を図っていくことが重要です。

本市では、総合教育会議の場において、教育に関する重要な政策についての意見交換や本教育大綱に掲げた重点的取組の検証、今後必要な取組についての協議・調整を行い、その中で示された意見をそれぞれの教育関連施策に反映させます。

このように、市長と教育委員会が連携し、本市の教育行政の進むべき方向性を共有しながら本教育大綱を推進してまいります。